

政令第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「又は第九条の十一第一項」を削り、同条第三号中「充てんする」を「充填する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該猟銃又は空気銃の構造又は機能が前項各号に掲げる要件に適合することとする。

附 則

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百一十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、練習用備付け銃である空気銃の構造又は機能の基準を定める必要があるからである。